

統計データ利活用推進事業業務委託仕様書

1 業務の名称

統計データ利活用推進事業業務

2 業務の目的

県民・事業者・職員が利用しやすい県のデータ提供体制を整備するため、統計調査課（以下「当課」という。）所管の統計データを、機械判別可能なオープンデータとするため、データ加工方法の確立を図る。

なお、オープンデータ化された統計データは令和7年度内に本県において「くまもとデータ連携基盤」に接続することを予定している。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）1月16日（金）まで

4 委託上限額

2,986千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

業務の内容は次の項目（1）～（4）のとおり。なお、本業務の遂行に当たり、本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜今回の報告内容に含めることを提案すること。

（1）検討・作成作業

当課が選定した以下の統計4種類について、ア～ウを実施すること。

※対象の統計データの内容はURLを参照すること。

【対象の統計データ】

① 熊本くらしの指標 100（担当班：総務資料班）

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kurashi100/174526.html>

② 毎月勤労統計（担当班：産業・教育統計班）

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/maitsuki-kinrou/201203.html>

③ 県民経済計算（担当班：情報解析班）

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/20/1226.html>

④ 鉱工業指数（年報）（担当班：情報解析班）

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/koukougyou-shisuu/200076.html>

ア 対象の統計データの作成手順等を確認の上、機械判読可能なオープンデータ（CSV）化の方法を検討し手順書またはツールを作成すること。

イ アで作成した手順書またはツールを用いて、機械判読可能なオープン

データ（CSV）を作成すること。

※ アの作業において、作成手順等の確認に関して担当班の繁忙期を除くなど調査時期等について担当班と十分調整するとともに、機械判読可能なオープンデータ化の方法においても担当班の業務負担軽減が図られる方法となるよう十分検討すること。

※ なお、アの作業において、ツールを作成する場合は、次年度以降に使用料等の費用が発生しない方法によること。

※ 「くまもとデータ連携基盤」の仕様については、熊本県エリアデータ・データ連携基盤（非パーソナル）_データモデル設計マニュアル及びフォーマットを以下の URL より確認すること。また、不明な点は、必要に応じて当課まで確認すること。

<https://datacatalogportal.dlp-kumamoto.jp/odp/about/>

（２）報告書の作成

以下に記載する内容を踏まえた報告書を当課が指定する期日（１２月上旬）までに提出すること。

また、本報告書について当課から意見があれば、その内容を踏まえた修正後の報告書を（４）の業務完了報告書とともに提出すること。

- ・対象の統計データについて、オープンデータ化するための手順書を掲載。
- ・ツールを作成した場合は、報告書とは別に提出すること。
- ・当課職員が上記手順書及びツールの組み立てを理解するために必要な注釈等の記載（エクセルマクロの場合はマクロ内の指示の注釈等）。
- ・（１）イで作成したオープンデータ（CSV）。
- ・その他、本事業に付随して作成・収集した資料。

（３）相談体制の構築

受託者は、委託期間（土日祝を除く）に当課から問い合わせを受けた際には、相談に応じること。

（４）業務完了報告書の作成

受託者は実施したことについて、当課に報告する業務完了報告書を作成すること。

６ 実施体制

受託者は、業務の遂行に当たり、本業務の経過内容等全般を常に把握し、当課と円滑な意思疎通が図れるよう留意すること。また、報告、協議、助言及びその他必要なコミュニケーションについては、当課の求めに応じ、随時対面ま

たはWeb会議形式にて行うこと。

7 成果品の提出

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出すること。

なお、提出後に成果品に訂正事項等があった場合は、当課の指示に従い、速やかに訂正の上再提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 5(2)の報告書(当課からの修正があった場合は修正後のもの)
- (3) 5(2)の過程で作成したくまもとデータ連携基盤に接続可能な様式に整備したCSVファイル。

8 著作権

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び28条の権利を含む。)は、全て県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本件履行に伴い発生する成果物について、県に対して著作権者人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 県の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務にあたること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜当課と協議の上、解決することとする。